

山形広域環境事務組合自家用電気工作物保安規則

〔平成3年3月
共衛規則第1号〕

改正 平成4年3月共衛規則第9号 平成7年3月山広環規則第5号
平成25年4月山広環規則第4号 平成27年4月山広環規則第6号
平成29年10月山広環規則第6号 平成30年11月山広環規則第5号
令和5年3月山広環規則第5号

山形広域環境事務組合自家用電気工作物の保安に関する事項については、山形市自家用電気工作物保安規則（昭和48年山形市規則第25号）の規定を準用する。

この場合において、同規則の規定中「関係課等」とあるのは「処理施設」と、「市長」とあるのは「管理者」と、

「

山形市庁舎	山形市旅籠町二丁目3番25号	Kw 1,220	Kv 6.6	KvA 750	V 6,600	柱上開閉器の電源側接続点	
-------	----------------	-------------	-----------	------------	------------	--------------	--

」

とあるのは

「

山形広域クリーンセンター	山形市大字沼木字高野内486番地の3	Kw 317	Kv 6.6	KvA 80	V 200	柱上開閉器の電源側接続点	
立谷川リサイクルセンター	山形市大字漆山字中川原4019番地の7	499	6.6			柱上開閉器の電源側接続点	

」

と、「副市長」とあるのは「副管理者」と、「財政部」とあるのは「施設課」と、「資産マネジメント課」とあるのは「山形広域クリーンセンター及び立谷川リサイクルセンター」と読み替えるものとする。

（平4規則9、平7規則5、平25規則4、平27規則6、平29規則6・平30規則5、令5規則5・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(規程の廃止)

2 山形市ほか二町共立衛生処理組合自家用電気工作物保安規程（昭和54年共衛訓令第2号）は、この規則の公布の日をもって廃止する。

附 則 （平成4年3月改正）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成4年3月改正）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年3月改正）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年4月改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成27年4月改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年10月改正）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 （平成30年11月改正）

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の受電電力に関する改正規定は令和5年4月29日から施行する。